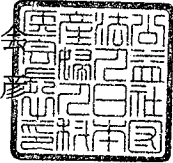


平成 24 年 5 月 29 日

会員各位

公益社団法人日本産婦人科医会
会長 寺尾俊彦



腹腔鏡を用いた手術の施設基準新設と届出に関するご協力をお願い

5 月 18 日、本会 HP にて会員の皆さまへお知らせ致しました通り、平成 24 年度診療報酬改定により、医科診療報酬点数表第 2 章特掲診療料 第 10 部手術の通則 5 に「K863-3 (子宮鏡下子宮内膜焼灼術)」および「胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術」が追加され、施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出が必要となりました。これにより、通則 5 による届出を行っていない施設に於いては 4 月に実施された当該手術が審査されない事例が出てきていると思われま

す。当改定について周知期間が短く、特に中小の施設への周知が徹底されないまま運用が開始された為、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本産科婦人科内視鏡学会は、厚生労働省に対し現場の混乱の収束を図り、可能であれば届出に関しての猶予をいただけるよう連名にて要望書を提出致しました。今後、厚生労働省との更なる交渉継続のための参考資料と致しますので、会員の皆さまには大変恐縮ですが、4 月 16 日の提出期限までに施設届出を行わなかった為に、4 月実施の当該手術が審査されないか、保険請求ができない状況にある施設の会員から以下の 4 点についてご報告をいただきたく、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

1. 会員施設所在地 (都道府県名)
2. 会員施設名
3. 本年 4 月、会員施設にて実施された腹腔鏡手術の件数
4. 本年 4 月、会員施設にて実施された K863-3 (子宮鏡下子宮内膜焼灼術) の件数

報告はファックスにて日本産婦人科医会事務局へお送り下さい。

報告送付先 Fax:03-3269-4730